

平成25年5月1日
東京税関業務部

関係各位

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令について

麻薬及び向精神薬取締法においては、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進を図ることを目的として、麻薬及び向精神薬の輸出、輸入、製造、譲渡等を規制しているところです。

具体的な規制対象物質については、同法別表第1から第4まで及び「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」により定められております。

今般、指定薬物(注)に現在指定されているものの中から、新たに2物質について、麻薬と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用を有すると認められたことから、当該2物質を麻薬として指定するため指定政令が改正されましたので、お知らせします。

公布日：平成25年4月26日

施行日：公布の日から起算して30日を経過した日(平成25年5月26日)

(別紙1：官報第6035号)

麻薬として指定する物質(別紙2参照)

- 1 化学名：[1-(5-Fluoropentyl)-1H-indol-3-yl](naphthalen-1-yl)methanone
化学名字訳：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン
通称等：AM2201
- 2 化学名：[1-(5-Fluoropentyl)-1H-indol-3-yl](4-methylnaphthalen-1-yl)methanone
化学名字訳：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](4-メチルナフタレン-1-イル)メタノン
通称等：MAM-2201

(注)「指定薬物」とは、麻薬等と同様の作用をする成分で、「違法ドラッグ」とも呼ばれ、現在、麻薬には分類されないが、麻薬等と同様に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあることから、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴取して指定されます。

「指定薬物」の輸入に関しては、薬事法上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

【問合せ先】東京税関業務部通関総括第2部門
(電話：03-3599-6338)

平成25年4月26日 金曜日 官報

第 6035 号

麻薬、麻薬原科植物、向精神薬及び麻薬向精神薬を指定する政令の一部を改正する政令¹⁶」とし公布す。

御名 潤謙

母越十五年四月十六日
内閣總理大臣 政治 三三
政令第三十一条

麻薬、麻薬原科植物、向精神薬及び麻薬向精神薬を指定する政令の一部を改正する政令¹⁶

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十九年法律第十四号）別表第一第一項の規定に基
づき、この政令を制定す。

第一条 本政令は、昭和三十一年政令第二百三十一
號原案を指定する政令（昭和三十一年政令第二百三十一號）の一部を次のように改せしむ。

第一 条目第九十号を第八十九号とし、第六十一
号から第八十九号までを「第八十九号」の繰り下げ、第六
十号の次に次の二号を加へる。

六十
〔一〕〔一〕〔五〕〔フルオロブンホル〕—
〔一〕〔マイフルーレー〕〔一〕〔イ〕〔ナフタレン〕—
〔一〕〔ペル〕〔スマノン〕及びその培養
六十一〔一〕〔一〕〔ザートル〕〔ロビンホル〕—
〔一〕〔マイフルーレー〕〔マイ〕〔ザースホルナフ
タレン〕〔マイ〕〔ペル〕〔スマノン〕及びその培養

この政令は、公布の日から四月三十日を経過した日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 領[[内閣総理大臣 安倍 領]]

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令
府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令
府令の一部を改正する内閣府令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令(平成二十一年内閣府令第1号)の一部を次のとおりに改め
る。
第一項第四項を次のとおり改め。

表一の項第三議第一号の内閣府令で定める内閣
審議會は、次の各号に掲げるに准じて行ふ。

一 中心市街地活性化本部 都市再生本部 機
構改革特区等推進本部 地域再生本部 及び
総合開発区域推進本部に関する事務の処理を
統理するもの

二 最近の財政戦略本部に関する事務の処理を掌
理するもの

三 財政・民営化推進本部に関する事務の処理を
掌理するもの

四 國家公務員制度改革推進本部の事務局次長
に充てられたるもの

五 拉致問題の解決のための戦略的取組及び該
命令的対策を推進するための本部に関する事務
の処理を掌理するもの

六 T.P.P.(環太平洋パートナーシップ)に関する
主権関係会議及び専門会に係る事務を処理
し、また、T.P.P.協定交換等に関する万国規
約の企画及び立案並びに総合調整を行つた
る本部に置かれ、分野別チームを統括するも
の

七 前項の本部に置かれ、交渉チームを統括す
る

八 内閣府令は、公布の日から施行する。

森林法施行規則（昭和十六年農林省令第五十号）の一部を次のよう改定する。
第八十九条の見出しを「試験の区分及び回数」に改め、同条中「」は、「次掲げる区分」として用ひて、同条を次のとおりとする。
一 林業一般
一 地域森林管理課
第九十一条第一項中「試験は」を「第八十九条の区分の試験は」に、同項第四項中「マツは指標」を「柳」へは指標又は森林の整備及び保護を回数」とし、
全の監理（計画的な森林の整備及び保護を回数）として、林業に関する技術についての知識を把握することの全国及び立場並びに実施又は実施の指導をなすことを行うこととする。次項第一項及び第二項において同じく「」を改め、同条は次の二項を加べ。
3 第一項の規定は、第八十九条第一項の区分の試験などに適用する。この場合に於て、同項第一項中「次のやからでありますか?」とあるのは「五年」とあるのは「七年以上に達しない」とある。
同項第一項中「四年」とあるのは「七年以上に達しない」とある。
上に達しない、同号へに掲げる職務に從事した期間を通算した期間が五年」と、同項第三項中「六年」とあるのは「九年以上に達しない」とある。
同号へに掲げる職務に從事した期間を通算した期間が五年」とある。
第九十二条第一項中「者は」の下に「油松の規定の適用については」を加え、同条第一項中「マツは指標」を「柳」へは指標又は森林の整備及び保護を回数」として用ひて、同条を次のとおりとする。
は指導に従事した者は」を「柳」へは指標又は森林の整備及び保護を回数」として用ひて、同条を次のとおりとする。
と読み替えるものとする。

この政策は、「八十一年の海上の労働に関する特
別法」が日本国において効力を生ずる日から施行する
。ただし、第一項の規定は、改正海賄取締法（第二
第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年五月
月一日））から適用する。

○区画整理令第11項 標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第30号）

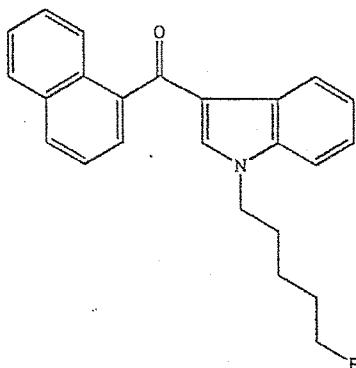
○農林水産省令第三十一号
森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号) 第百八十七条第三項の規定に基づき、森林法施行規

及又は指揮」を「いのちの職務」に、同条第三項中「又は指導」を「若しくは監督又は森林の整備等及び保全の監理」に改まる。

麻薬として指定する物質

物質1

構造式



化 学 名 : [1-(5-Fluoropentyl)-1H-indol-3-yl](naphthalen-1-yl)methanone

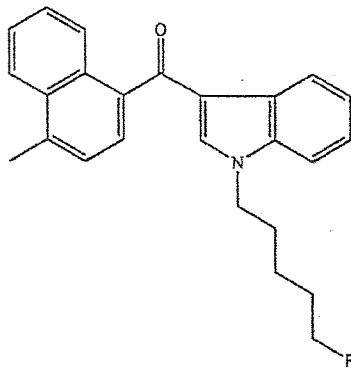
化学名字訳 : [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタン

通 称 : AM2201

物質の概要 : 本物質は、麻薬 1-ナフタレニル(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタン(通称 JWH-018)と類似の化学構造を有し、麻薬である Δ^9 -テトラヒドロカンナビノールより高い中枢薬理活性を持ち、精神依存形成能を有する可能性があります。また、国内での流通が確認されており、乱用の傾向があります。

物質2

構造式



化 学 名 : [1-(5-Fluoropentyl)-1H-indol-3-yl](4-methylnaphthalen-1-yl)methanone

化学名字訳 : [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](4-メチルナフタレン-1-イル)メタン

通 称 : MAM-2201

物質の概要 : 本物質は、麻薬(4-メチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタン(通称 JWH-122)と類似の化学構造を有し、麻薬である Δ^9 -テトラヒドロカンナビノールより高い中枢薬理活性を持ち、精神依存形成能を有する可能性があります。また、国内での流通が確認されており、乱用の傾向があります。

注: 麻薬として指定する物には上記物質1並びに物質2の塩類及びこれらを含有する物を含む。